

○財務省告示第十六号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十三年十二月二十日に発行した利付国債の
発行条件等を次のとおり告示する。

財務大臣 安住 淳

平成二十四年一月十一日

- 一 名称及び記号 利付国庫債券（二十年）（第三百三十二回）
- 二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項及び平成二十三年法律第六号（平成二十三年法律第六号）第二十一条第一項並びに特別会計に関する法律（平成二十九年法律第二十三号）第六十二条第一項
- 三 振替法の適用 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
- 四 発行方法 価格競争入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第I非価格競争入札発行」という。）

五

募方

入決定の

イ

入札発競争

ロ

国債市場

各申込みのうち応募額を順次割り
もかかる。そのうち応募額を順次
当てる。特別参加者ごとの
各国債市場特別参加者ごとの
募限度額の範囲内において各
申込みの応募額を割り当てる。

六

発

入札発競争

イ

入札発競争

額面金額で一兆八十億円

定に基づき発行した利付債に

ついで、は、額面金額で八千五百

六十二億七千二百九十万円、平

成の十三年度における公債の発

行の特例に關する法律第二條第

一項の規定に基づき発行した利

付債に關する法律第十五條、

千二百五十億七千五百円、

特別会計に關する法律第六十二

條第一項の規定に基づき発行し

た利付債に關する法律第六十二

條第一項の規定に基づき、額面金

額で三百二十億二千三百三十五万

平成三十三年度における公債の

発行の特例に關する法律第二條

第一項の規定に基づき発行した

利付債について、額面金額で

九百十三億円

七

払

込金額

ロ

国債市場

特別参加

者・第I

非価格競

争入札発

行入札発

九百十三億円

イ	ロ	八	九	十	イ	ロ	十	三	二	
価格競争 入札発行 市場	国債 市場	最低額 面金	振替 単位	発行 日	価格 競争	入札 発行 市場	特別 参加	非 競争 入札 発行	行 争 入札 発行	利 率
一兆六億千三百二十万円	九百六億三千三百五十一万円	五万円	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金との整数倍の金額によるものとす。	平成二十三年十二月二十日	額面金額につき九十九円以上	額面金額につき九十九円二十銭	年一・七パーセント	平成二十四年六月二十日を支払期とし、次の算式により算出し、た金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う。	規定する期日について同じ。	規定する期日について同じ。

$$\frac{\text{償還金額} \times 1.7}{100} \times \frac{1}{2}$$

十四	第二期 以後の 利子以	毎年六月二十日及び十二月二十日 を支払い、各支払期にお
十五	償還期 限	いて、その日以前六月間に属す る利子を支払う。
十六	償還金 額	平成四十三年十二月二十日 平成四十三年十二月二十日
十七	元利支 払	日本銀行
十八	入札参 加者	財務大臣から通知を受けた者
十九	払込期 日	平成二十三年十二月二十日